広陵町特別養護老人ホーム等施設整備事業者募集要項

広陵町では、「第９期広陵町介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスの安定した継続に向け取り組みを行っています。

今回、第９期計画策定時に見込んでいる介護保険サービスに係る施設数を確保し、安定したサービス提供のため、令和６年度整備事業として、特別養護老人ホーム等施設の整備を希望する社会福祉法人及び医療法人を募集いたします。

**＜募集内容＞**

　特別養護老人ホーム　１事業所　　５０床以内　（ユニット型個室に限る）

介護老人保健施設　　1事業所　　１０床以内

**＜選定方法＞**

　1．広陵町における審査

　　　施設整備を希望する事業者を公募し、書類審査を行い、奈良県に整備要望を行います。

　2．奈良県における選定

　　　県内市町村から寄せられた整備要望の中から、令和６年度の整備が選定されます。

**＜応募の条件＞**

　■応募者となる法人の資格要件■

　　１．特別養護老人ホームの場合は介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第2項各号に、介護老人保健施設の場合は同法第94条第3項各号に該当しないこと。

２．介護保険法の趣旨を十分理解し、本募集内容に定める条件を尊守し、特別養護老人ホーム等の施設を継続して運営する能力、資力等を有すること。

３．応募役員（就任予定者を含む）に広陵町暴力団排除条例（平成23年12月条例第8号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当するものがいないこと。

■施設整備の条件等■

 １．整備の規模については、特別養護老人ホームは５０床までの新設または増床、介護老人保健施設は１０床までの増床とする。

 ２．奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年10月奈良県条例第15 号）等の規定ならびに、第９期奈良県介護保険事業支援計画の施設整備計画（奈良県が定める特別養護老人ホーム等の整備について、資料作成要領）に沿ったものであること。

 ３．原則として、令和８年（2026年）3月31日までに工事を完了し、同年4月1日までに

開設すること。

 ４．原則として、事業予定地については自己所有とすること。やむを得ず借地により敷地を確保する場合は、その理由を所定の記載欄に記入すること

 ５．施設整備費及び運転資金等について適切な資金計画が策定されていること。また、

　運転資金として、施設運営費の年間事業費の３／１２以上の自己資金（又は寄付金）

を確保していること。

財源に借入金を予定している場合は、金融機関と協議がされ、その融資が確実に見込まれること。

　６．整備予定地は、都市計画区域区分、農振農用地の該当の有無、農地転用の有無及び文化財保護法等による利用制限などに照らし、施設整備の支障となる要素がない土地であること。そうした要素がある場合にあっては、あらかじめ関係機関と協議の上、そうした支障が除かれる目途が立っていること。

７．整備予定地が土砂災害特別警戒区域でないこと。

　　　　整備予定地が土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等である場合は、防災対策工事によ

り、開設時点で当該区域から外れることが見込まれること。

　　８．整備予定建築物が整備基準を踏まえて適切に計画されており、各種法令の許認可等が得られる見込みがあること

　　９．既存の施設を運営している法人にあっては、以下の要件を全て満たすこと

ア　令和５年度における同じ種類の施設において、定員に対する利用率が原則令和５

年４月１日時点の県内平均利用率を超えていること。（同じ種類の施設を複数運営している場合は令和５年度の各々の施設の定員に対する利用率とする）。

イ　令和３年度から令和５年度までの国・県・市町村等による監査結果が良好であり、

指導及び指摘事項が改善されていること。

ウ　業務継続計画（ＢＣＰ）を策定していること。

　10．整備計画について、事前に整備予定地の隣接地権者、地元自治会代表者等と協議を行い、

同意を得ること。

**＜注意事項＞**

１．本町において整備要望事業に選定された場合にあっても、必ずしも特別養護老人ホーム等施設の整備を約束するものではありません。

 ２．本町において選定された整備事業計画については、本町から奈良県知事に対し整備要望として上申します。当該整備事業計画が奈良県において対象事業として採択された場合に、整備が認められるものです。

 ３．本町における選定並びに奈良県における採択の是非に関わらず、応募に伴う全ての費用については、応募者の負担となります。

 ４．応募書類提出期限経過後は、計画の変更は認めません。ただし、本町の指導による変更は除きます。

 ５．書類提出後の権利譲渡は認めません。

 ６．応募書類の返却は行いません。

 ７．本町で受理した書類は公文書となります。奈良県の方針並びに広陵町情報公開条例の規定等に基づき公開する場合があります。

 ８．虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合、応募は無効とします。

 ９．書類提出後、計画を中止又は辞退する場合は速やかにその旨を書面（様式任意）にて届け出てください。

 １０．土地等の確保は、選定されない場合も考慮して行ってください。

**＜応募書類の提出等＞**

■提出期間■

　 令和６年４月１５日（月）～３０日（火）　９時～１７時

　 　必ず事前連絡の上、持参してください。

　　 ※ただし提出受付は土・日曜日・祝日を除きます。

■提出書類■

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類番号 | 提出書類 | 様式 |
| 1 | 事業応募書 | 様式１ |
| 2 | 介護保険法の規定に関する誓約書 | 様式１－２ |
| 3 | 暴力団排除条例に関する誓約書 | 様式１－３ |
| ４ | 整備要望概要書 | 様式２ |
| ５ | 計画推進体制の確認表 | 様式３ |
| ６ | 事業運営に関する調書 | 様式４ |
| ７ | 人材確保に関する調書 | 様式５ |
| ８ | 整備に関する調書 | 様式６ |
| ９ | 開設後５年間の事業収支見込み | 様式７ |
| １０ | 現況の土地の平面図 |  |
| １１ | 計画図面（位置図・配置図・平面図・立体図）※平面図に部屋の用途と面積 |  |
| １２ | 整備予定地の土地の全部事項証明書 |  |
| １３ | 整備予定地の土地の公図 |  |
| １４ | 既存施設の建物の全部事項証明書（増床のみ） |  |
| １５ | 現況写真（東西南北４方向から撮影）※既存建物がある場合は建物も含む |  |
| １６ | 工程表（地元同意・各所法的手続き等も記載のもの） |  |
| １７ | 法人の決算書（直近２年分）　※新設法人の場合は不要 |  |
| １８ | 整備希望者の預金残高証明書 |  |
| １９ | 寄付予定者の預金残高証明書　※寄付がある場合 |  |
| ２０ | 融資実行予定者（金融機関を除く）の預金残高証明書　※融資がある場合 |  |
| ２１ | 金融機関との打合せ記録等　　※融資がある場合 |  |
| ２２ | 借入金償還計画等一覧　　　　※融資又は借入金がある場合 |  |
| ２３ | 抵当権設定者等との打合せ記録　※抵当権がある場合、新設のみ |  |
| ２４ | 土地利用等（市街化調整区域、農振農用区域、農地転用、文化財保護法の区域等）の制限有無に関する協議記録（制限がある場合は制限解除の時期がわかるもの　※新設のみ |  |
| ２５ | 用地の取得もしくは賃貸借に関する契約書、同意書の写し |  |
| ２６ | 建物の取得もしくは賃貸借に関する契約書、同意書の写し |  |
| ２７ | 整備予定地の実情を加味した避難確保計画・避難訓練の実施記録の写し |  |
| ２８ | 業務継続計画（ＢＣＰ）の写し |  |
| ２９ | 地元住民（自治会、水利組合、隣接地権者等）との同意書の写し |  |
| ３０ | 令和５年度施設利用状況（利用率がわかるもの）一覧 |  |
| ３１ | 令和３年度から５年度までの国・県・市町村等による監査結果がわかる資料 |  |
| ３２ | 関係法令に係る各担当者との相談状況について |  |

　■提出部数等■

１．応募提出書類は８部（正本１部、副本７部）を作成し提出してください。

２．応募提出書類は「提出書類一覧表」の「書類番号」の順に綴り、インデックスを付けて提出してください。

■受付場所■

広陵町役場　けんこう福祉部　介護福祉課　（総合保健福祉会館　さわやかホール内）

　■奈良県への提出書類について■

　　１．奈良県への上申書類については、奈良県ホームページ等で掲載のある「令和６年度特別養護老人ホーム等の整備について」を必ず確認し、資料作成要領に沿った様式番号、内容で作成し、提出の準備をしてください。

２．広陵町における応募提出書類とは別に、後日提出を依頼します。

　　３．提出書類は３部（正本1部、副本２部）

**＜補助金について＞**

特別養護老人ホーム等施設整備事業に係る補助金は、奈良県が示す整備事業補助金に基づき算定されます。ただし、本町において整備要望事業に選定された場合にあっても、必ずしも施設の整備を約束するものではありません。本町の審査において選定された整備事業計画については、本町から奈良県知事に対し整備要望として上申します。当該事業計画が奈良県において対象事業として採択された場合に整備が認められるものです。

なお、本施設整備事業について、広陵町からの補助金はありません。

**＜質疑について（質問書の受付について）＞**

この整備に係る内容について疑義のある方は次の要領により、質問書を提出してください。

※電話や口頭による質問、提出期限後の質問は受け付けません。

なお、次のようなご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

　・事業者の選定に係る審査方法・審査経過等に関するご質問

　・応募状況等に関するご質問

　・整備事業に直接関係のないご質問

　・その他、応募者間の公平性や適正な審査を損なう恐れのある事項に関するご質問

また、質問ならびに回答の内容が、広く応募者に公表すべきと当方が判断した時は、質問ならびに回答を町ホームページに掲載し、または他の応募者に対して通知する場合がありますので、ご理解のうえ質問書を提出してください。

■提出方法■

質問書（別紙１）をファックス又は電子メールで提出してください。

■提出期限■

令和６年４月３０日（火）１７時（必着）

■回答方法■

令和６年４月２４日（水）までの間に、質問書に記載していただいたご担当者にファックス又は電子メールにて回答いたします。

**＜スケジュールについて＞**

介護老人保健施設整備事業にかかるスケジュール（予定）は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 公募開始 | 令和６年４月１５日（月） |
| 質問書の提出締切 | 令和６年４月１９日（金） |
| 質問回答 | 令和６年４月２４日（水） |
| 応募締切 | 令和６年４月３０日（火） |
| 事業者選定 | 令和６年５月中旬 |
| 選定結果通知 | 令和６年５月中旬 |
| 奈良県へ進達 | 令和６年５月下旬 |

**＜お問い合わせ先＞**

　広陵町けんこう福祉部介護福祉課

　奈良県北葛城郡広陵町大字笠１６１番地２

　TEL：０７４５－５４－６６６３

　FAX：０７４５－５４－５３２４

　メールアドレス：kaigofukushika@town.nara-koryo.lg.jp

　ホームページアドレス：<http://www.town.koryo.nara.jp>

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

**（あて先）広陵町けんこう福祉部介護福祉課**

ＦＡＸ：０７４５－５４－５３２４

メール：kaigofukushika@town.nara-koryo.lg.jp

広陵町特別養護老人ホーム等施設整備事業者募集要項に関する質問書

以下のとおり質問を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所在地 |  |
| 質問者氏名 |  |
| 連絡先 | ＴＥＬ |  |
| ＦＡＸ |  |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
|  |  |  |
| 質問内容 |  |